

議案第37号

七飯町手数料条例の一部改正について

七飯町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町手数料条例の一部を改正する条例
七飯町手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

45	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき	750円
----	--	-------	------

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。